

明治行政制度の成立と土木行政機構の推移

國澤航米 正員 鈴木恒夫

引用図書

明治工業史 土木篇

土木局第14回統計年報 M388

第17回統計年報 M423

第21回統計年報 T26

治水における技術と制度の関連について試論 武井 篤 雑誌 河川

日本道路史 道路協会

明治大正財政史 大蔵省 ほかに最近発行の大蔵省百年史

内務省史 大霞会

概要

明治維新から内務省設置に至る迄の土木機構の変遷を

戊辰戦争の結果、旧来の幕府支配地を基礎に成立した明治政府が、版籍奉還、廃藩置県を経て近代統一國家を形成してゆく中で、土木行政機構の所屬、対象範囲、技術内容の変化について示そうとした。

即ち明治政府の支配地は版籍奉還に至る迄の間は旧幕府天領の軍事支配と東北占領地域の支配地編入にこまり、行政の中心は関西であり、明治2年7月迄は奥豊的な両京制がとられていた。

版籍奉還は名目的に大名の所領＝版、人民＝籍を奉還し、天皇の任命を得た知藩事と改めた旧領主とし、藩を大名家名から地名とし、家録を制限し、新政策、藩制改革を求めたゆえ。

當時、政府は政府支配地である府県、旧藩制を引き継いだ藩の二制下であり、政府支配地は約800万石、旧藩地が約2000万石にのぼり、旧藩地は知藩事の下に支配、兵事、裁判の権を有し、藩札の流通下であり、実質上複複通貨流通制度下にあった。

明治政府が行う土木行政も、旧支配地にこもり、全国を通じての行政は裁判の廃止、郵便制度の整備に注力していた。この内にあっては財政上の理由からの自給廃藩、藩内問題がら旧藩主知事の更迭が行われた。

廃藩置県により、旧藩の制度を解消し、全国の行政権を収めた明治政府は従来の藩の制約、他地、開所、境界を越えた中世集権体制下の府県制を確立し、内國制による身分制の変更、取米の自由、戸籍制度、教育制度の問題を近代化し、兵事制度改革はけり(旧士族の社会進出制から徴兵へ)、租税収入を物納から地金納税に移し、定額金納税＝租税収入の増進へと変更した。

このために国内流通市場の整備、全国交通路の確保が不可欠の急務となり、殖産振興の基礎であった。

この間に土木制度は、旧の対象範囲を全国とし、旧来の行政制約の壁を越えた全国体系の中での水運、内航海運、道路制度整備、交通の手段として加わった鉄道工事が加わった。

技術的にも従来の日本技術に加え、外国技術の導入が行われ、全国的に初力(蒸気機関)、鉄、石炭を導入し、河川には水車、水利工がこもり、全国的な測量網が形成された。

	明治元年	明治2年
社会	1.2 島羽伏見の戦い 4.4 江戸城明け渡し 10.3 東京行幸 3.14 五箇条の御誓文 5.15 上野戦争 5.24 徳川氏駿府移封 7.17 江戸を東京とする＝軍政から民政へ 9.22 金平陥落	6.17 股肱奉還 272藩 1,905万石・現戸926万 2.24 大政官東京移転 3.7 東京行幸 328藩 1.17 京都の諸官衙廃止 5.18 弘徳院降格 2.1.20 関所廃止
官制	1.17 2.3 閣421 三取七科 三取八局 政体書 大政官に七官	7.8 職員令 神皇正統記=官 大政官に六省
地方制度	封建体制 幕府領 元領蔵入 政府支配地 府 旗本給地 県 大名領 譜代 各藩支配地 外様 10.28 藩治取柄 朝廷 禁裏御料 皇族公家 寺社領	7.17 7.27 京都大阪以外の府を県 府県奉取規則 とする。 県官人員並常勤全規則 藩主→知藩事 朱禄の制限 旧所領→管轄地 公家諸侯を合せ華族 家臣団を士族
金融	金銭科—金貨事務局 戸口賦役金穀用度貢納 藩府 欲録倉庫 / 奉う替ス	7.8 大蔵省 8.11 合府租税出納 管轄 用度 8月 大蔵省 管轄司の事務を土木司へ 移管 11月 大蔵省 少輔を両省兼任とする
内政	内閣科—内閣事務局 京畿庶務 諸国水陸運輸 驛路関市 都城港川 領台市戸 / 奉う替ス	2.4.8 府県事務 総判 管 戸籍 駅通 橋道 水利 開墾 物産 府県養老 2.4.8 民部省 2.7.8 民部省 2.8.11 民部・大蔵省 土木司
土木	金貨科 管轄司 (関東 元6 金貨司 民政裁判所 中上御取箇取 取司 以東は國治水) 金貨司 治河使 10.20—10.28 治河掛 治河使 治河使土佐所 山崎國経 喜郡八幡高町 大阪府下 網島及島町	2.4.8 2.7.8 2.8.11 民部省 土木司 民部省 土木司 民部・大蔵省 土木司
土木法規	9~11月 関東諸國に堤防國役全賦課	8.10 堤防 橋梁道路に關する修繕の府県に奉付 10.25 地方の同意に於て工事の嚴禁 民部省達 10.24 11月 堤防修繕 9に於て全國に國役金 17.12迄 12.2 地方の同意工事への注意の喚起 土木司達 12.14迄
土木事業	M12.23-3.122 治河使に於て淀川の工事 247,696両 2年正月 金貨司を以て利根川堤防修繕のニを掌るに在 M2 60,000両 M3 30,000両 1790,000両 M2.~M8.3 越後 信濃川分岐工事 2.5.19—2.7.17 計 376,363両 百万両 内民間より徴収金 25万両 M2.7 信濃川又流開削工事費を7県より徴集 新発田 村上 長岡 五城 三田市 釜山 桑名 高崎 常陸 坂切川 水戸 中條 佐々木 助五郎 後東京府の事業として継続 M5 概成 甲斐 富士川 五川 500間 河身矯正築堤 小押川 堤防 200間 庄川 浚渫	

	明治3年	明治4年
社会		45戸籍法制定 7.14 施藩聖果 遣外使節因 M411-12-69.13 3.13 御親父 藩札通用禁止 各藩々欠病止 261藩と45県と306県 2200万石と800万石計3000万石
官制	閏1020 工部省設置	7.29 大蔵省に三院 正院中に八省を置く 大政官取利並事務章程
地方 制度	9.10 藩制制定	10.28 府県官制 11.7 県治条例 11.28 県知事と県令 県治取利 県治事務章程 県治官制並事務章程規則
会計 機構	3.7.10 大蔵省 7.17 原六司一掛中に務録司	大蔵省 11条1司
内政 機構	民部省に12卿を置き 7.17 民部省 五司六掛中に土木司 駅運司 工部省設置により一府四司中に土木 駅運	7.27 民部省成立
土木 機構	3.7.10 民部省 土木司 大蔵省 務録司	4.12.29 工部省 土木司 8.4 司工部省に改称 9.29 橋梁修築 4.10.28 大蔵省 土木司 10月 常務院成立
土木 法規	2月 堤防修理費規則 11月 治水令頒布 土木司連汎	4.22. 治水方規 大政官達 4.12.2 治水方規改正 大政官布告 4.12.14 道路橋梁河川港灣等通行規則 大政官布告648号
土木 事業	信濃 千曲川 飯山藩 M3~M4 巨曲部改修 49.710両 羽後 米代川 山形郡内 M3. 1000両 M5 500万 流路改良	

	明治5年	明治6年	明治7年以降
会社	129 壬申戸籍 5-119 太陽層の採用 83 学校 5-123 才6-1-1 11-15 國立銀行 12-1 假令	6-619 政府の金けり算制度 6-728 地租改正条例 (地租全納、地価減) 6-1024 征韓論 西郷 江藤 板垣 下野	7-11 地所名称改正 (H63のR9、改正)
官制	5-9-12 (新暦10-14) 新橋-横沢間鉄道開通 府県の交代分令 整理 旧藩地地の整理 5-11-22 3府72県	6-11-10 内務省設置 7-1-9 7-1-10 關庁 内務省取制及事務章程 司法省の警察行政 工部省の測量司	
地方制度	4-9 戸長 副戸長 5-1-10 東海道沿各駅及馬所及レ 助郷制廃止 陸運支社の設置 5-7-20 8月限 全国の馬所及レ 助郷の廃止		
金 計			大蔵省 八寮
機 構			6-11-1 内務省設立 大蔵省一司
内 政			
機 構			
土 木		9-2 大蔵省所底建築局を土木省へ移管 大蔵省土木寮	7-1-9 内務省土木寮 10-1-19 土木局
機 構	あ 雇 い 外 國 人 パン・ド・レーン M5-2 ~ M13-2 リントウ M5-2 ~ M8-10 5年4月より ドーレン 利根川巡視	蘭人工師 エッセル M6-9 ~ M12 デレーケ M6-9 ~ M13-9 ラッセン M6-11 ~ M19 6年10月 淀川測量着手	ムルサール M12-3 ~ M17-6 M20-5 ~ M23-5 内務省土木工事の開拓
土 木	1-28 官工事の便用する工程の改良工種 乗客様式の仕様へ頒布 4-24 官工事入費支出方算算帳目録の格式 5-6 雑思並本巻=代木不致様市番布H63 10-28 「道路掃除条目」布告325号	6-8-2 河港道路修築規則 大蔵省管外達 6-12-20 「道標建設の件」413号 6-8-2 河港道路修築規則 大蔵省管外達	8-7-28 公用土地買上規則
法 規			
土 木		永代橋 M6-M84 67920円 弁天橋 M61-M66 51924円 工費 新大橋修繕 M71-M86 7308円 大川橋 8-617 26441円 西国橋 8-1212 19177円	8-6-16 内務省土木寮出張所開拓 8-7 江戸川筋中松戸驛但木水利試験 大股 6-11-16 大蔵省土木寮未32所 7-7 天満橋上り料着島にありて試験工 8-3-28 内務省土木寮力原 8-6 大股府島上り郡島股村水利工事 M13-18 清水越新道開工 347015円 延45里、幅53間、平均幅140
専 業			